

○議院運営委員会

衆議院議員提出法律案（一件）

8	番号	件名	提出者	予備送	本院へ提	参議院	衆議院	備考
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案			議院運営委員長 (元、六二六)	元、六二六	元、六二六	付委員会 議決可決	付委員会 議決可決	元、六二六 議決可決

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第八号）

要旨

議会雑費の日額の最高限度額を、本年四月より六千円（現行四千五百円）に改定する。

委員長報告

ただいま議題となりました、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、御報告いたします。

本法律案は、本年四月より、各議院の役員及び特別委員長並びに参議院の調査会長が受ける議会雑費の日額の最高限度額を、現行の四千五百円から六千円に改めようとするものであります。

委員会におきましては、審査の結果、可決すべきものと、全会一致をもって決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。